

委 託 設 計 書

鹿沼市南摩小学校学童保育館新築工事基本設計及び実施設計業務

鹿 沼 市 西沢町
工 期 令和8年11月24日まで

設 計 概 要

鹿沼市南摩小学校学童保育館新築工事 基本設計及び実施設計業務 一式

検算者

担当者

鹿 沼 市 役 所

(甲-1)

設 計 書

委託業務費 ¥

内 訳

委託 価 格 ¥

消費税相当額 ¥

変 更 前 回 実 施			変 更 今 回		
設 計 額	委託 価 格		設 計 額	委託 価 格	
	消 費 税			消 費 税	
	委託業務費			委託業務費	
業 務 額	業 務 価 格		業 務 額	業 務 価 格	
	消 費 税			消 費 税	
	業 務 代 金			業 務 代 金	
請 負 率			増 減 額		
変 更 理 由					

鹿 沼 市 役 所

(甲 - 2)

工 種	種 別	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基本設計及び 実施設計業務							
	①直接人件費	一般業務＋追加業務	1.0	式			
	②諸経費		1.0	式			
	③技術料等経費		1.0	式			
	④特別経費	RIBC使用料、地質調査費	1.0	式			
	小計						
委 託 価 格							
消費税相当額							
設 計 金 額							
鹿 沼 市 役 所 (乙)							

鹿沼市南摩小学校学童保育館新築工事
基本設計及び実施設計業務委託仕様書

鹿沼市 都市建設部 建築課

I. 委託概要

- (1) 委託名称 鹿沼市南摩小学校学童保育館新築工事基本設計及び実施設計業務
- (2) 建築場所 鹿沼市 西沢町
- (3) 業務内容 学校再編（現南摩中学校を令和9年度より南摩小学校として利用予定）に伴う学童保育館の基本設計及び実施設計
- (4) 主要用途 児童福祉施設
- (5) 敷地面積 370 m²程度
- (6) 用途地域及び地区の指定
用途地域：指定なし（都市計画区域外）
防火地域：指定なし

(7) 施設の条件

ア. 建物

名称：鹿沼市南摩小学校学童保育館

構造・規模：木造平屋建て

延べ面積 108 m²程度

エネルギー消費性能：BEI≦1.0

要求室 ※室面積は、参考値とする

※最終的な諸室の確定は担当者との協議による。

部 屋	室面積（案）	備 考
活動室	約50m ²	
休養室	約14m ²	
事務スペース	約5m ²	キッチン：1か所
物入	約5m ²	
その他	約34m ²	トイレ：男女各1か所 多機能トイレ：1か所 玄関、廊下（手洗いを2か所以上設ける）
合 計	約108m ²	

イ. 工作物 車止め支柱、囲障等

ウ. 外構 舗装、屋外排水設備等

エ. 造園 既存樹木の移植又は伐採伐根

オ. 設備 電気設備(電力、通信新規引込)、機械設備(給排水新規引込)

カ. 取り壊し 既存工作物等

(8) 工事価格 36,300千円程度

(9) 建設工期（予定工期） 令和9年度

(10) 業務委託実施期間 着手日 ～ 令和8年11月24日まで

II. 業務仕様

1. 仕様書の適用

本仕様書に記載された事項のうち「・」の付いたものについては、「◎」印が付いたものを適用する。

2. 一般事項

- (1) 設計に際し、建築基準法、その他関係法令の規制等を十分調査し、それらの法令に基づき計画を立て、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の各工事標準仕様書等(令和7年度版)に適合したものとすること。
- (2) 設計期間を厳守し、担当職員の指示する予算内で計画すること。
- (3) 管理が容易で経済性に優れ、耐久性のある施設となるよう計画すること。
- (4) 主要材料・工法の選定については、地場産材の活用を積極的に図ること。
- (5) その他、設計に際し疑問点、問題点、細部の設計に関することは、担当職員と十分打合わせを行うこと。
- (6) 令和9年度当初予算要求の〆切(9月末)までに概算工事費の検討を行い市へ提出すること。
- (7) 実施設計図書等の作成が終了したときは、検査用図書を提出し契約書第31条の規定による発注者の検査を受けなければならない。提出の際は、積算チェックシート(市より提示するものを使用)を添付すること。
- (8) 検査に合格した時は、成果品をまとめ提出する。提出部数は、発注者の定める部数とする。
- (9) 成果品は紙および電子納品とし、製本図面を含む。
電子納品は、「鹿沼市電子納品運用ガイドライン」の基準を適用する。

3. 業務着手前提出書類

業務に先だち下記の書類を提出すること。

- (1) 業務実施工程表
- (2) 業務職員報告書

4. 資料の貸与

業務に必要と思われる次の資料を貸与する。

- ・参考設計図書
- ・敷地調査報告書
- ◎ R I B C 2用ファイル(電子媒体)
- ・アスベスト事前調査報告書
- ・既存図面

5. 設計業務の内容及び範囲

- (1) 一般業務の範囲

標準業務とは、令和6年国土交通省告示第8号による。

- ア. 基本設計

- ⊙建築（総合）基本設計に関する標準業務
- ⊙建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ⊙電気設備基本設計に関する標準業務
- ⊙機械設備（・昇降機）基本設計に関する標準業務

イ．実施設計

- ⊙建築（総合）実施設計に関する標準業務
（設計意図の伝達業務を除く）
- ⊙建築（構造）実施設計に関する標準業務
（設計意図の伝達業務を除く）
- ⊙電気設備実施設計に関する標準業務
（設計意図の伝達業務を除く）
- ⊙機械設備（・昇降機）実施設計に関する標準業務
（設計意図の伝達業務を除く）

（２）追加業務の内容及び範囲

⊙積算業務

（積算数量算出書の作成、積算数量調書の作成、複合単価（代価表・別紙明細・見積検討を含む）等の作成、見積徴集及び見積比較表の作成）

⊙概略工事工程表の作成

- ・透視図作成及び写真撮影
- ・模型製作及び写真撮影
- ・計画通知申請手続き業務（各種行政手数料は含まない）
 - ・構造計算適合性判定に係る手続き業務
 - ・建築物省エネルギー消費性能適合性判定に係る手続き業務
- ・関係法令等に関する各種申請書類の作成及びその申請手続き業務
（標識看板の作成、設置及び設置報告書の届出を含む）
- ・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務
- ・省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務（各種行政手数料は含まない）
- ・電波障害対策等に必要資料の収集及び机上検討業務

⊙地質調査業務

スクリーウエイト貫入試験を行うこと。調査個所と数量は監督員との協議による。（GL-10m×5箇所程度）調査の結果を取りまとめの上、調査結果報告書として提出すること。

- ・アスベスト含有分析調査業務 定性分析検体程度を想定

書面調査及び現地調査を実施し、アスベストが含有されていると思われる資材の調査を行うこと。必要に応じて分析調査を実施することとし、試料の採取場所と個数については監督員との協議による。

調査は建築物石綿含有建材調査者等の有資格者が行うこととし、調査結果報告書を提出すること。

※試料採取に当たっては、適切な飛散防止対策等を行うこと。

- ・BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）に係る評価申請に関する書類の作成及び申請手続き業務（各種手数料は含

6. 作成図書

(1) 基本設計

基本設計の成果物の体裁・提出部数等は表1-1による。

(表1-1)

種 別	部 数	備 考
◎建築基本設計図書*	1部(A3)	
◎電気設備基本設計図書*	1部(A3)	
◎機械設備基本設計図書*	1部(A3)	
◎設計打合せ議事録	1部(A4)	
◎現地現況調査図面	1部(A4)	
◎基本調査表	1部(A4)	
◎法令チェックシート	1部(A4)	
電子納品	電子媒体(CD-R) 2部提出	

※基本設計図書の構成は令和6年国土交通省告示第8号により、下記を標準とする。

<基本設計>

① 建築基本設計図書

1)建築計画書

配置計画、動線計画、意匠・平面計画、景観計画、色彩計画、防犯防災計画、バリアフリー計画、省エネルギー・エコ計画、コスト縮減計画、維持管理のための対策計画、その他、工事工程、施工計画

2)建築基本設計図

3)構造計画書

4)工事費概算書

5)各種技術資料（実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書）

②電気設備基本設計図書

1)電気設備概要書

2)電気設備基本設計検討書

電気設備概要、各種電気設備方式選定検討書、概略計算書、主要な電力・通信幹線ルート図、電気室・自家発電機室の納まり検討図、電力・通信の供給状況の調査及び関係機関との打合せ、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書等

3)各種技術資料（実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書）

③機械設備基本設計図書

1)機械設備概要書

2)機械設備基本設計検討書

各種機械設備方式選定検討書、材質比較検討書、概略計算書、主要ダクト及び主要配管ルート図、上下水道・ガスの供給状況の調査及び関係機関との打合せ、その他

(3) 設計図作成要領

ア. 基本設計

基本設計における図面の記載内容は、表2-1及び表2-2による。

(表2-1)

成 果 物	縮 尺	摘 要
建築 〔総合〕 <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画説明図 ・ 仕様概要表 ○ 仕上表 ○ 面積表及び求積図 ○ 敷地案内図 ○ 配置図 ○ 平面図 (各階) ○ 断面図 ○ 立面図 (各面) ○ 矩計図 (主要部詳細) ・ 日影図 ・ 透視図 ○ 各種技術資料 ・ 	— — — — — 1/100又は1/200 1/100又は1/200 1/100又は1/200 1/100又は1/200 1/30又は1/50 — — —	
建築 〔構造〕 <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本構造計画案 ・ 構造計画概要書 ○ 仕様概要書 ○ 各種技術資料 ・ 	— — — —	

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 「総合」とは、建築物の意匠に関する計画並びに意匠、構造及び設備に関する設計を取りまとめる設計をいう。
- 3 「構造」に掲げる成果図書は、「意匠」に掲げる成果図書に含まれる場合がある。
- 4 「設計説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。
- 5 「計画概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。
- 6 建築物の計画に応じ縮尺を変更とする場合、監督員との協議による。

(表 2 - 2)

成 果 物	縮 尺	摘 要
電 気 設 備	— — — .	
機 械 設 備	— — — — — .	

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 「電気設備」及び「機械設備」に掲げる成果図書は、「意匠」に掲げる成果図書に含まれる場合がある。
- 3 「設計説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。
- 4 「計画概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

イ. 実施設計

実施設計における図面の記載内容は、表3-1、表3-2及び表3-3による。

(表3-1)

成 果 物	縮 尺	摘 要
建築〔総合〕 ◎表紙及び図面目録 ◎特記仕様書 ◎仕上表 ◎面積表及び求積図 ◎敷地案内図 ◎配置図 ◎平面図（各階） ◎断面図 ◎立面図（各面） ◎矩計図 ◎展開図 ◎天井伏図 ◎平面詳細図 ◎断面 詳細図 ◎部分詳細図 ◎建具キープラン ◎建具表 ◎外構図 ◎外構詳細図 ◎敷地整地図 ・日影図 ◎仮設計画図 ・透視図 ・	— — — — — 1/100又は1/200 1/100又は1/200 1/100又は1/200 1/100又は1/200 1/30又は1/50 1/30又は1/50 1/100又は1/200 1/30又は1/50 1/30又は1/50 1/30又は1/50 1/100又は1/200 1/50又は1/100 — — — — — —	階段を含む
建築〔構造〕 ◎構造設計図 (ア) 伏図 (イ) 軸組図 (ウ) 配筋リスト (エ) ラーメン配筋図 (オ) 各部断面図 (カ) 標準詳細図 (キ) 各部詳細図 (ク) 柱状図 ◎仕様書 ・	1/100又は1/200 1/100又は1/200 1/30又は1/50 1/30又は1/50 1/100又は1/200 1/30又は1/50 1/30又は1/50 1/100又は1/200 —	杭、基礎、梁、床版等

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 「総合」とは、建築物の意匠に関する計画並びに意匠、構造及び設備に関する設計を取りまとめる設計をいう。
- 3 建築物の計画に応じ縮尺を変更とする場合、監督員との協議による。

(表 3 - 2)

成 果 物	縮 尺	摘 要
電 気 設 備	○表紙及び図面目録	—
	○特記仕様書	—
	・敷地案内図	—
	○配置図	1/100又は1/200
	○電灯設備図	1/100又は1/200
	○動力設備図	1/100又は1/200
	・雷保護設備図	—
	・受変電設備図	—
	・電力貯蔵設備図	—
	・発電設備図	—
	○通信・情報設備図	1/100又は1/200
	・音響・拡声設備図	1/100又は1/200
	○誘導支援設備図	1/100又は1/200
	○テレビ共同受信設備図	1/100又は1/200
	○火災報知設備図	1/100又は1/200
	・中央監視制御設備図	—
	○構内設備図	1/100又は1/20
・		

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 発電設備、非常電源設備は原則として図面を分離して構成する。
- 3 建築物の計画に応じ縮尺を変更とする場合、監督員との協議による。

(表 3 - 3)

成 果 物	縮 尺	摘 要	
機 械 設 備	○表紙及び図面目録	—	
	○特記仕様書	—	
	・敷地案内図	1/100又は1/200	
	○機器表・器具表	—	
	○配置図	1/100又は1/200	
	○空気調和設備図	1/100又は1/200	
	・自動制御設備図	1/100又は1/200	
	○給排水衛生設備図	1/100又は1/200	
	・消火設備図	1/100又は1/200	
	・厨房設備図	—	
	・雨水利用設備	—	
	・排水再利用設備	—	
	・浄化槽設備図	—	
	・ごみ処理設備図 ・	—	

- (注) 1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
- 2 担当者の指示により給排水衛生設備、空気調和・換気・排煙、昇降機に分け構成する。
- 3 建築物の計画に応じ縮尺を変更とする場合、監督員との協議による。

